

鳥取県ふるさと認証食品認証基準

制定 平成18年3月8日
改正 平成18年4月3日
改正 平成20年4月15日
改正 平成22年1月4日
改正 平成22年3月30日
改正 平成27年4月24日
改正 平成29年3月31日

第1 目的

鳥取県内で製造される加工食品（以下「県産加工品」という。）について、原材料、添加物、伝統的な製造技術等に配慮したおいしい加工食品を「ふるさと認証食品」として認証することにより、県産加工品に対する消費者の信頼を高め、もって本県の食品産業及び農林水産業の振興に資することを目的とする。

第2 定義

ふるさと認証食品の対象となる加工食品は、鳥取県内の工場で製造された加工食品で、原則として、食品添加物を使用していない次に掲げるいずれかのものをいう。

- (1) 原材料に鳥取県産の農林水産物を用いている加工食品
- (2) 地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品
- (3) 鳥取県独自の新技术を用いて作られている加工食品

第3 品質、品質表示等の基準

- (1) 原料に鳥取県産の農林水産物が用いられていること、又は地域に古くから伝わる伝統的な製造方法、若しくは鳥取県独自の新技术が用いられていること。
- (2) 食品添加物は、原則として、使用していないこと。
なお、やむを得ず食品添加物を使用する場合には、当該加工食品の品質を保持するための必要な最小限度とすること。
- (3) 認証を受けない販売者が商品に認証マークを貼付するときは、販売者はその商品の認証を受けた製造者及び製造所の所在地を明記すること。
- (4) (1)から(3)までに定めるもののほかは、食品表示法（平成25年法律第70号）及び農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）に定める「日本農林規格」、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、計量法（平成4年法律第51号）、健康増進法（平成14年法律第103号）、医薬品、医療器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の関係規定に適合するものとする。

第4 品質管理等

製造施設、保管施設及び製造機器は、食品衛生法に基づいた適切な管理が行われていること。
また、製造に当たっては、製造責任者を配置するなど衛生に十分注意するほか、製造工程ごとに、適正な管理を行うこと。

第5 認証方法等

認証のための適合審査等は次のとおりとする。

- (1) 認証の申請
認証を受けようとする者は、認証申請書（様式第1号）を農林水産部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。
- (2) 認証及びその通知
ア 部長は、(1)の申請があったときは、必要に応じ申請のあった食品の品質等について、生産地及び製造工場に対する現地検査をした上で、認証基準への適否を鳥取県ふるさと認証食品協議会の意見を参考にして決定するものとする。

イ 部長は、アの規定による決定を遅滞なく申請者に通知するものとする。ただし、認証しない旨の決定をしたときは、その理由を付すものとする。

第6 認証の有効期限

認証の有効期限は、認証を受けた日から4年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。

第7 認証の継続

- (1) 認証の継続を希望する者は、別途通知する期限までに認証継続申請書（様式第2号）を部長に提出するものとする。
- (2) 部長は(1)の申請があったときは、内容を検討し、継続が適切と認めた場合は、これを承認するものとする。

第8 認証の表示

- (1) 認証マークは次のとおりとする。
 - ア 表示の様式は、様式第3号に定める様式とする。
 - イ 認証マークの表示は、食品及び食品の容器又は包装の見やすい箇所に付すものとする。
 - ウ 栄養機能食品及びいわゆる健康食品は「鳥取県ふるさと認証食品」という文字及び認証マークの直近に必ず「鳥取県ふるさと認証食品は、鳥取県産の原材料、製法等にこだわった加工食品です。この商品に期待される機能を認証したものではありません。」と表示するものとする。
 - エ ウの表示はホームページ、カタログ等についても同様の取扱いとする。
- (2) 認証マークの印刷等の経費は、認証を受けた者が負担する。

第9 報告書の提出等

- (1) マークの適正使用
認証を受けた者は、認証マークを適正に使用するよう努めなければならない。
- (2) 使用状況の記録
認証を受けた者は、認証マークの使用状況を記録しなければならない。
- (3) 報告書の提出
認証を受けた者は、毎年3月末までの実施状況をとりまとめ、4月末日までに部長に実施状況報告書（様式第4号）を提出するものとする。
- (4) 記録の保管
認証を受けた者は、当該品目に関する製造及び販売の状況を整理及び記録するとともに、これを生産の開始から3年間保管し、部長から指示があった場合は、速やかに提出しなければならない。また、原材料の生産履歴を確認するよう努めなければならない。

第10 廃止及び変更届並びに変更承認申請

- (1) 認証を受けた者は、次のアからエまでに該当する場合は廃止又は変更等届出書（様式第5号）を、オからケまでに該当する場合は変更承認申請書（様式第6号）を速やかに部長に提出するものとする。（ただし、第3（4）の確認を必要としないクに該当する変更のみの場合にあっては、変更等届書（様式第5号）を提出するものとする。）
 - ア 認証を受けた食品の製造を中止し、又は廃止するとき。
 - イ 認証を取消すとき。
 - ウ 社名、商品名又は会社所在地を変更するとき。
 - エ 同一内容の商品について別の商品名を追加するとき。
 - オ 製造方法を変更するとき。
 - カ 原材料及びその使用割合又は産地を変更するとき。
 - キ 添加物の種類又は使用数を変更するとき。
 - ク 表示ラベル又はパッケージを変更するとき。
 - ケ その他重要な変更をするとき。
- (2) 部長は、(1)の変更承認申請があったときは、第5(2)に準じて適否を判断する。
- (3) 変更後の認証の有効期限は変更前の認証の有効期限とする。

第11 点検指導及び市販品調査

- (1) 部長は、認証された食品の品質等について、生産地及び製造工場に対する点検指導を行い、生産の状況及び関係帳簿を検査することができる。
- (2) 認証を受けた者は、点検指導に誠実に協力しなければならない。
- (3) (1)の点検指導は、おおむね3年に一度実施するものとする。

第12 認証の取消し及びその通知

- (1) 部長は、次のいずれかに該当する場合には認証を取り消すことができるものとする。
 - ア 認証を受けた者が、申請内容と異なる製造方法及び原材料、添加物を使用した場合
 - イ 認証を受けた者が、認証マークを不正に使用した場合
 - ウ 認証を受けた者が、正当な理由なく点検指導に協力しない場合
 - エ その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき。
- (2) 部長は、(1)の規定により認証を取り消したときは、認証を受けた者に対し、理由を付して遅滞なくその旨を通知するものとする。

第13 違反者に対する措置

部長は、認証を受けた者が不正に認証マークを使用した場合には、これを公表することができる。

第14 認証制度の普及及び啓発

部長は、啓発資料の配付等により、認証基準等制度の普及啓発を行うものとする。

附 則

- この基準は、平成18年3月8日から適用する。
この基準は、平成18年4月3日から適用する。
この基準は、平成20年4月15日から適用する。
この基準は、平成22年1月4日から適用する。
この基準は、平成22年3月30日から適用する。
この基準は、平成27年4月24日から適用する。
この基準は、平成29年3月31日から適用する。

(様式1号)

平成 年 月 日

鳥取県農林水産部長 様

申請者 〒
住所
会社名
代表者 役職
氏名

㊟

担当者名
連絡先電話番号
ファクシミリ
メールアドレス

鳥取県ふるさと認証食品認証申請書

このことについて、下記の食品は鳥取県の定める「鳥取県ふるさと認証食品認証基準」に適合しますので、認証いただきますよう関係書類を添えて申請します。

記

1 認証希望商品

商品名	規格・容量	単価(税抜)	年間出荷(予定)数	主な出荷先

2 商品ごとの概要 別紙のとおり

別紙

商品名 _____

1 原材料の使用状況 (調味料、食品添加物以外は備考に産地を記入してください。)

原材料名	入手先	製品100g当たりの使用量 (単位: g)	備考

2 食品添加物の使用状況

食品添加物の名称	使用目的	製品100g当たりの使用量 (単位: mg)	備考

3 製造場所 (工場所在地) ※申請者と製造者が異なる場合は、製造者名も記載してください。

(1) 住所

(2) 食品の営業許可取得状況 (営業の種類、許可名義人)

(3) 表示責任者 (法人名又は個人名および住所)

4 表示の状況 (商品ごとのマーク、一括表示事項及び表示事項の表示予定方法を別紙で示してください。)

5 一括表示ラベルや栄養成分表示等の記載方法について、あてはまる方に○をしてください。

旧基準 (食品衛生法、JAS 法) ・ 新基準 (食品表示法)

6 添付書類

(1) 製造方法を明確に示した書類

(2) 認証を受けようとする商品の一括表示ラベル、外装 (箱、包装紙)、関連チラシ又は製品写真等

※画像はパッケージ等の文字が読み取れる鮮明なものを添付してください。裏面や側面に印刷されている場合は、その画像も添付してください。

(様式第2号)

平成 年 月 日

鳥取県農林水産部長 様

申請者 住所
会社名
代表者 役職
氏名

㊟

鳥取県ふるさと認証食品認証継続申請書

このことについて、下記の商品を引き続き「ふるさと認証食品」に認証いただきますよう関係書類を添付して申請します。

記

1 認証申請する商品名

商品名	認証通知番号	通知日

2 商品ごとの概要 別紙のとおり

別紙

商品名 _____

1 原材料の使用状況 (調味料、食品添加物以外は備考に産地を記入してください。)

原材料名	入手先	製品100g当たりの使用量 (単位: g)	備考

2 食品添加物の使用状況

食品添加物の名称	使用目的	製品100g当たりの使用量 (単位: mg)	備考

3 製造場所 (工場所在地) ※申請者と製造者が違う場合は、製造者名も記載してください。

(1) 住所

(2) 食品の営業許可取得状況 (営業の種類、許可名義人)

(3) 表示責任者 (法人名又は個人名および住所)

4 表示の状況 (商品ごとのマーク、一括表示事項及び表示事項の表示予定方法を別紙で示してください。)

5 一括表示ラベルや栄養成分表示等の記載方法について、あてはまる方に○をしてください。

旧基準 (食品衛生法、JAS 法) ・ 新基準 (食品表示法)

6 添付書類

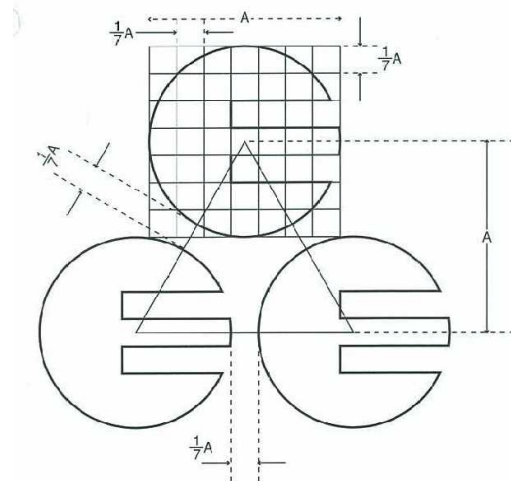
(1) 製造方法を明確に示した書類

(2) 認証を受けようとする商品の一括表示ラベル、外装 (箱、包装紙)、関連チラシ又は製品写真等

※画像はパッケージ等の文字が読み取れる鮮明なものを添付してください。裏面や側面に印刷されている場合は、その画像も添付してください。



鳥取県ふるさと認証食品



- 1 マークの直近に「鳥取県ふるさと認証食品」又は「ふるさと認証食品鳥取県」と消費者が読める大きさと入れる。
- 2 マークの色は原則として赤色とする。
- 3 栄養機能食品及びいわゆる健康食品は「鳥取県ふるさと認証食品」という文字及び認証マークの直近に必ず「鳥取県ふるさと認証食品は、鳥取県産の原材料、製法等にこだわった加工食品です。この商品に期待される機能を認証したものではありません。」と表示するものとする。
- 4 3の表示はホームページ、カタログ等についても同様の取扱いとする。

(様式第4号)

平成 年 月 日

鳥取県農林水産部長 様

申請者 住所
会社名
代表者 役職
氏名

㊟

鳥取県ふるさと認証食品実施状況報告書

下記のとおり平成 年度の鳥取県ふるさと認証食品に係る実施状況を報告します。

記

1 認証を受けた商品名	
2 認証食品の年間製造数	
内、認証マークの使用数	
3 表示、ラベル、パッケージ等 の変更	変更無し 変更有り
4 原材料、食品添加物の使用状 況	変更無し 変更有り

(様式第5号)

平成 年 月 日

鳥取県農林水産部長 様

申請者 住所
会社名
代表者 役職
氏名

印

鳥取県ふるさと認証食品に係る廃止又は変更等届出書

平成 年 月 日付第 号により認証のあった鳥取県ふるさと認証食品については、下
記のとおり

廃止
取消し
変更

 したので、届け出ます。

記

○届出の内容

- 1 商品名
- 2 理由
- 3 予定年月日
平成 年 月 日 から

○変更の場合

変更事項	新	旧

鳥取県農林水産部長 様

申請者 住所
会社名
代表者 役職
氏名



鳥取県ふるさと認証食品変更承認申請書

平成 年 月 日付第 号により認証のあった鳥取県ふるさと認証食品については下記のとおり変更しますので、承認いただきますよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更申請の内容

- (1) 商品名
- (2) 変更事項

変更事項	新	旧

2 添付書類

- (1) 商品ごとの変更内容のわかる書類
- (2) 商品の外装（箱、包装紙）、関連チラシ又は製品写真等